

こども誰でも 通園制度



北中城こども園

○こども誰でも通園制度とは

保育園などに通っていないお子様を対象に、保護者の保育の必要性の事由(就労・就学・疾病・介護等)がなくても月10時間まで柔軟に通園できる制度です。

※各月の上限であり、未利用時間があっても翌月以降に繰り越すことはできません。

1、対象児

①北中城村在住で、保育園やこども園に通っていないお子様

②0歳6か月～満3歳未満のお子様(※利用は3歳の誕生日の前々日までとなります)

※幼児教育・保育施設へ入園が決まった場合(認可外保育施設を除く)、又は、転出する場合は、役場へ「認定消滅届出書」を提出してください。

2、保育時間と利用者負担額等について

【実施場所】 北中城こども園 第2園舎

【実施日】 火・水・木曜日(祝祭日を除く)

【保育時間】 ※1単位(2時間30分)ごとの利用になります。(月 合計4単位まで)

① 9:00～11:30
(1単位)

② 9:00～14:00
(2単位)



※予約した枠の利用時間を守っていただきますようお願いいたします。

※本制度はお子さまの育ちや経験を大切にすることを目的としているため、無理なく園生活に親しめる時間設定として①・②の時間枠を設定しています。②の時間枠(2単位利用)については、お子さまの様子や慣れの状況に応じて個別に対応致します。

【利用者負担額等】

①利用者負担額(1単位(2時間30分)あたり)

a. 一般世帯 750円

b. 市町村民税非課税世帯 250円

c. 市町村民税所得割額77,101円未満世帯 250円

d. 生活保護世帯 0円

※利用開始予定時刻から利用終了予定時刻までの間で計算し徴収いたします。利用開始予定時間を過ぎてお預かりした場合やお迎えの時間が早まった場合において、減額等はありません。

②給食費

1食あたり200円

※生活保護世帯は無料。

③その他

行事等、必要に応じ実費徴収があります。

※①～③については、受け入れ当日現金で徴収いたします。

★キャンセルする場合は利用日前日(23:59)までに総合支援システム(つうえんポータル)において行ってください。

それ以降のキャンセルは、北中城こども園 第2園舎(098-935-2510)へ直接ご連絡ください。

※無断キャンセルや当日(0:00以降)にキャンセルした場合は、当事業を利用したものとみなし、予約時間分が消費されます。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|-----------|---------|---------|---------|-----------|---|
| | 一時保育 × | 誰通 ◎ | 誰通 ◎ | 誰通 ◎ | 一時保育 × | |

- 利用定員・・・3名 ※施設の状況等によって、利用制限・受入日の調整をさせていただきます場合があります。

★一日の流れ★

9:00～ 受入れ開始

10:00 室内遊びや園庭遊び・各年齢との交流保育

11:00 食事

着替え(必要に応じてシャワー)

12:00 午睡

14:00 保育終了

9:00～11:30

(1単位)

給食あり

おやつなし

9:00～14:00

(2単位)

給食あり

おやつなし

3、安全と健康管理について

- ・病気(体調不良)の場合は無理をさせず、完治してからのご利用をお願いします。
※熱がない場合も、前夜に熱(37.5度以上)・嘔吐・下痢などの症状があった場合はご利用をお控えください。
- ・こども園で発熱(37.5度以上)や緊急な場合は、保護者に連絡致します。また、利用時間中に嘔吐や下痢があった場合も連絡いたしますので、お迎えをお願いします。
※顔色が悪い・便の色がおかしい等の症状が認められた際は、経過観察を行い、その都度連絡します。

4、給食について

- ・完了食からの提供になります。(初期・中期・後期は弁当・ミルクの持参となります)
 - ・アレルギーがある(疑いも含む)場合、栄養士による事前面談を行います。重度のアレルギー等で給食の提供が困難と判断した場合は、お弁当をご持参下さい。
 - ・午前11時までに登園できない場合は衛生管理上、給食を提供する事ができません。お手数ですが、昼食をすませてから登園させて下さい。
- ☆毎月第4木曜日は、お弁当の日です。(行事によって変更がある場合は事前にお知らせいたします)
- ・お弁当の日に利用する場合は、お弁当の持参をお願いいたします。

5、初回面談の予約について

総合支援システム(つうえんポータル)において、各自予約を行って下さい。

(ご持参いただくもの)

- ①児童の健康診断書(指定様式)
- ②「マイナ保険証資格情報」又は「健康保険資格確認書」
- ③児童票
- ④食事についての調査票
- ⑤家庭連絡票
- ⑥アレルギー生活管理指導票
- ⑦アレルギー食依頼書

※⑥⑦はアレルギーをもつお子さんのみ。

※年度が変わる毎にこども園へ提出して下さい。

6、その他 注意事項

- ・個人情報保護の観点から、こども園内での写真や動画の撮影は固く禁止します。

